

教第74号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について  
神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理由

令和5年度組織改正等に伴い、改正が必要であるため。

## 組織改正等に伴う、規則・訓令甲の改正について

### 1. 概 要

組織改正及び全市的に行う補職名の変更にあたり、必要な規則及び訓令甲の改正を行う。

### 2. 第74号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

#### 《改正対象となる規則と主な改正内容》

##### (1) 教育委員会事務局組織規則

- ・「担当部長」、「担当課長」、「担当係長」を「部長」、「課長」、「係長」に変更
- ・児童生徒課の分掌中「生徒指導の調査、連絡調整及び専門的事項の指導に関すること」を「児童及び生徒の健全育成（生徒指導含む）に関すること」に改める

##### (2) 教育機関の組織に関する規則

- ・「担当課長」、「担当係長」を「課長」、「係長」に変更

##### (3) 神戸市教育委員会職員職名規則

- ・「担当局長」、「担当部長」、「担当課長」、「担当係長」を「局長」、「部長」、「課長」、「係長」に変更

##### (4) 神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則

- ・「総務部政策調整担当課長」を「総務部総務課課長（政策調整担当）」に変更

##### (5) 教育委員会公印規則

- ・「学校支援部情報監理担当課長」を「学校支援部学校経営支援課課長（情報監理担当）」に変更

#### 《施行予定日》

令和5年4月1日

### 3. 第75号議案

係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程等の一部を改正する訓令について

#### 《改正対象となる訓令甲と主な改正内容》

##### (1) 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程

- ・「担当部長」、「担当課長」、「担当係長」を「部長」、「課長」、「係長」に変更

##### (2) 教育委員会公文書管理規程

- ・「担当課長」を「課長」に変更

##### (3) 教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程

- ・「担当課長」を「課長」に変更

##### (4) 教育委員会電子署名規程

- ・「担当課長」を「課長」に変更

#### 《施行予定日》

令和5年4月1日

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 [略]	第2条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 事務局に <u>局長、部長、課長</u> を、部に <u>課長、係長</u> を、課、課に相当する室及び課内室に <u>係長</u> 、総括班長を置くことができる。	4 事務局に <u>担当局長、担当部長、担当課長</u> を、部に <u>担当課長、担当係長</u> を、課、課に相当する室及び課内室に <u>担当係長</u> 、総括班長を置くことができる。
5～9 [略]	5～9 [略]
10 <u>局長、部長及び課長</u> は、上司の命を受け、所掌事務を総括し、所属職員を指揮監督する。 <u>局長、部長、課長</u> には、	10 <u>担当局長、担当部長及び担当課長</u> は、上司の命を受け、所掌事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

その担当する所管事務に係る名称を冠することができる。

11 係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。係長には、その担当する所管事務に係る名称を冠することができる。

12 [略]

13 局長、部長、課長、係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。

第6条 事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 局長又は部長に事故があるときは、所管の部長又は課長がその事務を代決する。

3 課長、課に相当する室長に事故があるときは、所管の係長がその事務を代決する。

第15条 児童生徒課は、次の事務を分掌する。

(1) 児童及び生徒の健全育成（生徒指導を含む。）に関すること。

11 担当係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

12 [略]

13 担当局長、担当部長、担当課長、担当係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。

第6条 事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の担当局長、部長又は担当部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 担当局長、部長又は担当部長に事故があるときは、所管の担当部長、課長又は担当課長がその事務を代決する。

3 課長、課に相当する室長又は担当課長に事故があるときは、所管の、係長又は担当係長がその事務を代決する。

第15条 児童生徒課は、次の事務を分掌する。

(1) 青少年育成センターに関すること。

<p>(2) <u>児童及び生徒の生活指導及び交通安全指導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の部活動</u>に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>青少年育成センター</u>に関すること。</p>	<p>(2) <u>生徒指導の調査、連絡調整及び専門的事項の指導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>児童及び生徒の生活指導及び交通安全指導</u>に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の部活動</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>その他児童及び生徒に関すること</u>。</p>
---	---

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育機関の分類・職制)	(教育機関の分類・職制)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 教育長は、前項に定める職制のほか、 <u>課長又は係長</u> を置くことができる。	2 教育長は、前項に定める職制のほか、 <u>担当課長又は担当係長</u> を置くことができる。
3 [略]	3 [略]

(職務)

第4条 [略]

2 副所長、課長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～7 [略]

(職務の代行等)

第5条 第1類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の副所長又は課長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

2 第2類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の課長又は係長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

3、4 [略]

別表(第6条関係)

1—1、2—1 [略]

3—1 青少年育成センター

(1)～(6) [略]

4—1 神出自然教育園

(1)～(3) [略]

(職務)

第4条 [略]

2 副所長、担当課長、係長及び担当係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～7 [略]

(職務の代行等)

第5条 第1類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の副所長又は担当課長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

2 第2類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の担当課長、係長又は担当係長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

3、4 [略]

別表(第6条関係)

1—1、2—1 [略]

3—1 青少年育成センター

(1) 青少年育成センターに属する庶務に関すること。

(2)～(7) [略]

4—1 神出自然教育園

(1) 神出自然教育園に属する庶務に関すること。

(2)～(4) [略]

<p>4－2 学校給食共同調理場</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>4－2 学校給食共同調理場</p> <p>(1) <u>学校給食共同調理場に属する 庶務に関すること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p>
---	---

(教育委員会職員職名規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会職員職名規則（昭和27年5月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
別表第1（第4条第1項関係）	別表第1（第4条第1項関係）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補職名</th> <th style="width: 50%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長、教育次長、<u>局</u> <u>長</u>、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括 班長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	補職名	職名	事務局長、教育次長、 <u>局</u> <u>長</u> 、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括 班長	[略]	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補職名</th> <th style="width: 50%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長、教育次長、<u>担</u> <u>当</u>局長、地区統括官、部 長、所長、<u>担当</u>部長、課 長、室長、<u>担当</u>課長、学 校法務専門官、係長、<u>担</u> <u>当</u>係長、総括班長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	補職名	職名	事務局長、教育次長、 <u>担</u> <u>当</u> 局長、地区統括官、部 長、所長、 <u>担当</u> 部長、課 長、室長、 <u>担当</u> 課長、学 校法務専門官、係長、 <u>担</u> <u>当</u> 係長、総括班長	[略]	[略]	[略]
補職名	職名												
事務局長、教育次長、 <u>局</u> <u>長</u> 、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括 班長	[略]												
[略]	[略]												
補職名	職名												
事務局長、教育次長、 <u>担</u> <u>当</u> 局長、地区統括官、部 長、所長、 <u>担当</u> 部長、課 長、室長、 <u>担当</u> 課長、学 校法務専門官、係長、 <u>担</u> <u>当</u> 係長、総括班長	[略]												
[略]	[略]												

(教育委員会調査統計事務取扱規則の一部改正)

第4条 神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則（昭和30年7月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(調査統計の実施)	(調査統計の実施)
<p>第4条 調査統計を行おうとする場合には、調査実施者は、法律又はこれに基く規程に別段の定がある場合を除き、次に掲げる事項について、あらかじめ<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>に協議しなければならない。ただし、急施を要し、あらかじめ協議するいとまのないときは、事前に調査内容を<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>に通知してのち行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の協議ののち、調査統計を中止し、又は協議した事項を変更するには、更に<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前項の調査番号は、<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>が掌理する。</p> <p style="text-align: center;">(調査統計の調整)</p>	<p>第4条 調査統計を行おうとする場合には、調査実施者は、法律又はこれに基く規程に別段の定がある場合を除き、次に掲げる事項について、あらかじめ<u>総務部政策調整担当課長</u>に協議しなければならない。ただし、急施を要し、あらかじめ協議するいとまのないときは、事前に調査内容を<u>総務部政策調整担当課長</u>に通知してのち行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の協議ののち、調査統計を中止し、又は協議した事項を変更するには、更に<u>総務部政策調整担当課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前項の調査番号は、<u>総務部政策調整担当課長</u>が掌理する。</p> <p style="text-align: center;">(調査統計の調整)</p>



第6条 総務部総務課課長（政策調整担当）は、調査統計の実施に関し、内容の重複、期間の競合その他の理由により報告、収集等につき支障の生ずることのないよう調整をはからなければならない。

2 総務部総務課課長（政策調整担当）は、必要があると認めるときは、教育長の決裁を得て、関係各行政機関又は調査実施者に対し、調査統計の実施、変更又は中止を求めることができる。

（調査統計結果の処理）

第7条 委員会の調査実施者は、調査統計の結果をすみやかに分析し、総務部総務課課長（政策調整担当）に回覧すると共に、必要と認めるものは、委員会に報告しなければならない。

2 [略]

3 委員会の調査実施者は、第1条の目的を達成するため、調査統計結果を整備し、また総務部総務課課長（政策調整担当）は、調査統計結果の概要を総括しなければならない。

（教育委員会公印規則の一部改正）

第5条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

第6条 総務部政策調整担当課長は、調査統計の実施に関し、内容の重複、期間の競合その他の理由により報告、収集等につき支障の生ずることのないよう調整をはからなければならない。

2 総務部政策調整担当課長は、必要があると認めるときは、教育長の決裁を得て、関係各行政機関又は調査実施者に対し、調査統計の実施、変更又は中止を求めることができる。

（調査統計結果の処理）

第7条 委員会の調査実施者は、調査統計の結果をすみやかに分析し、総務部政策調整担当課長に回覧すると共に、必要と認めるものは、委員会に報告しなければならない。

2 [略]

3 委員会の調査実施者は、第1条の目的を達成するため、調査統計結果を整備し、また総務部政策調整担当課長は、調査統計結果の概要を総括しなければならない。

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（電子計算機による公印）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務課長は、前号の申請を承認するときは、<u>学校支援部学校経営支援課課長(情報監理担当)</u>と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第6号様式による電子印使用承認書を交付する。</p>	<p style="text-align: center;">（電子計算機による公印）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務課長は、前号の申請を承認するときは、<u>学校支援部情報監理担当課長</u>と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第6号様式による電子印使用承認書を交付する。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。